

# 生活保護引き下げ「違法」

## 大阪地裁初の取り消し判決

二〇一三―一五年の生活保護費の基準額引き下げは生存権を侵害し違憲だとし、大阪府に住む受給者ら四十二人が国と府内の自治体に一人一万円の慰謝料や引き下げ処分を取り消しを求めた訴訟の判決で、大阪地裁（森鍵一裁判長）は二十二日「引き下げは裁量権の逸脱や乱用があり、生活

保護法の規定に反し違法」と判断し、原告三十九人に対する処分を取り消した。  
**判決要旨**①面  
 原告側弁護士によると、二十九都道府県で約九百人が起こした同種訴訟で二件の判決で、処分を違法として取り消すのは初めて。生活困窮者への公的支援制度に影響を与える司法判断

となりそうだ。森鍵裁判長は引き下げが違憲かどうかの判断は示さず、慰謝料請求はいずれも退けた。関係者によると、厚生労働省は控訴を検討している。  
 判決などによると、厚労省は一三年八月から、三年間で基準額を平均6・5%、最大で10%に及ぶ引き下げを実施した。判決理由

<b>判決要旨</b>	■ 2013～15年の生活保護費の基準額引き下げは、特異な物価上昇が起こった08年からの物価下落を考慮している
	■ 厚生労働省の独自指数による物価の変化率では、下落率がより大きい
	■ 厚労相の引き下げ判断は客観的数値や専門的知見との整合性を欠く。裁量権の逸脱や乱用があり、違法だ

で森鍵裁判長は引き下げに  
 関し①世界的な原油価格や穀物価格の高騰で、特異な物価上昇が起こった〇八年からの物価の下落を考慮②物価下落を生活扶助基準の改定に反映させた際、総務省公表の消費者物価指数で

はなく、厚生労働省が独自に算定した指数を使用し、などの点を問題視。  
 厚労省の指数はテレビやパソコンなど教養娯楽用品を基にしたため下落率がより大きく、「統計の客観的な数値や専門的知見との整合性を欠き、最低限度の生活の具体化という観点から、判断の過程や手続きに過誤や欠落がある」と指摘した。  
 訴訟で原告らは憲法二五條や生活保護法が定める最低限度に満たない生活を強いられた他、引き下げに対し懸念を示した専門家の指摘も顧みていないなどと主張していた。